令和3年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

令 和 2 年 6 月 茨 城 県

提案・要望書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高 配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国は,急速な人口減少や超高齢化,社会経済のグローバル化,情報通信技術の劇的な進歩など,これまでに経験したことがない時代の転換期を迎えております。

加えて,新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不安や経済状況の悪化など,先の見通せない状況が続いており,感染拡大を防止しながら社会経済活動を維持・発展させていく取組が強く望まれています。特に,医師不足が顕著な本県においては,感染拡大は医療崩壊につながるリスクが極めて高いことなどを踏まえ,去る5月26日,今後の感染拡大に備えた各種対応の強化などについて,関係省庁へお願い申し上げたところです。

こうした中で、本県がさらなる発展を遂げ、新たな時代で大きく 飛躍できるかどうかは、今後の10年間が極めて重要な期間となっ てきます。

つきましては、本県県政の推進に必要となる政策・制度の創設など、国の施策及び予算に関する提案・要望を以下のとおりとりまとめましたので、令和3年度の予算編成あるいは今後の施策展開において、実現のために特段のご高配をお願い申し上げます。

令和2年6月

茨城県知事 大井川 和彦

目 次

<u> 1</u>	新し	い豊かさへのチャレンン
	1	<u> </u>
	2	宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について・・・・・・・・
	4	電源地域の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について・・・・・・・・・・・ 7
	6	CSF及びASFの防疫対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7	地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入推進について・・・・1 0
	8	霞ヶ浦・北浦,涸沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について・・・・1 1
	9	働き方改革の実現に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・1 3
1	0	地方における外国人材の活躍促進について・・・・・・・・・・・・・・・・1 4
1	1	地方分権改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5
Π	シディ	<u>、い安心安全へのチャレンジ</u>
<u>ш</u>	<u>का ए</u> 1	<u> </u>
	2	医療保険制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 :
	3	介護保険制度の見直し等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	地域公共交通維持確保に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
	5	安全安心を実感できる「いばらき」の確立について・・・・・・・・・・・27
	6	原子力災害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7	被災地における復旧・復興について····································
	8	令和元年東日本台風・房総半島台風からの速やかな復旧・復興について・・・34
	9	「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の延長について・・・・・36
1	0	神栖市におけるヒ素汚染対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	病院事業債(特別分)の期間延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>III</u>	新し	<u>、い人財育成へのチャレンジ</u>
	1	未来を担うたくましい人づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・4(
	2	小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について・・・・・・・・・・4 4
	3	少子化対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 5
	4	児童虐待防止対策の更なる強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 8
IV	新し	<u>、い夢・希望へのチャレンジ</u>
	1	ローカルテレビ局の放送エリアの拡大について・・・・・・・・・・・・・・・・4 9
	2	日本の成長を支える国際政策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・5(
	3	国際交渉について・・・・・・・・・・52
	4	知的対流拠点としての「世界のつくば」にふさわしいまちづくりについて・・・・53
	5	DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について···・5 5
	6	広域道路ネットワークの強化・充実等について ・・・・・・・・・・・・・・5 6
	7	都市鉄道ネットワークの強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・5 8
	8	「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、被災地復興に向けた高速鉄道の整備について・・5 9
	9	我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について・・・・・・・・・・・・6(
1	0	茨城空港について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	1	鹿島臨海工業地帯の強靱化及び競争力強化について・・・・・・・・・・・・6 2
1	2	ダム事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地方創生の推進について

く提案・要望先> 内閣官房・内閣府

<提案・要望の内容>

地方において,人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ,地方創生を推進するためには,幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり,そのためには国による継続的な財政支援や人的支援,大胆な規制改革の実現等が求められております。

国におきましては、令和元年 12 月に第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を 決定し、情報、人材、財政の面から積極的に地方への支援に取り組むこととしており ます。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、起業や企業支援による働く場の確保、観光や農林水産業の振興、地方への人材還流、少子化対策、女性の活躍促進など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員等を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度や民間のデジタル専門人材を地域課題を解決するために派遣するデジタル専門人材派遣制度が有効であることから、新たな人材ニーズに関する自治体からの要望についても積極的に対応すべきであります。

さらに、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方の創 意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに 採用すべきであります。

一方,地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不退転の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

1 地方創生の取組はまだ道半ばであることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金について十分な財源を確保すること。

加えて、地方創生推進交付金については、前年度同額が確保され、Society5.0を推進するための支援の枠組みの新設、移住支援金の対象者・対象企業に係る要件緩和など一定の改善が図られたところであるが、交付対象外経費をより限定的にする

など今後も交付金の運用の自由度を一層高めるとともに、移住支援金の対象者に係る要件を更に緩和するなど、地方においてより使い勝手のよいものとすること。

また、地方創生拠点整備交付金については、令和元年度補正予算で 600 億円が確保され、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、令和 2 年度当初予算で 30 億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件の緩和など、さらなる弾力的な取り扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑的かつ安定的にこたえるため、引き続き要件の緩和など地域に実情を踏まえたさらなる弾力的な取り扱いを行うこと。

2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に 応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、令和元年 11 月に 本県が行った規制改革の提案を積極的に取り入れ、本県を国家戦略特区の新たな区 域として指定すること。

また、スーパーシティ構想の推進にあたっては、地方都市が持つポテンシャルを活かす観点から、本県の集積した科学技術の活用を図るとともに、地方からの大胆な提案が円滑かつ速やかに実現されるよう、財政面をはじめ、最大限の支援措置を講じること。

- 3 平成30年7月に公布された「特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)」においては、施設基準及び要件がこれまでにないスケールやクオリティを求めるものとなっており、これらの要件を満たすことができる地域は限られていることから、地方が地域特性を活かして柔軟に対応し、地方創生に資するIRを実現できるよう、コンパクトな新たな仕組みを創設すること。
- 4 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、「政府関係機関移転基本方針」に基づき進めることとされ、このうち、研究機関・研修機関等については、平成28年度に機関別の年次プランが作成されたところだが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持すべきであり、年次プランに基づく今後の取組にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。
- 5 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本社機能の地方移転を促進するとともに、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力に支援すること。また、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力に支援すること。

宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりについて

<提案·要望先> 内閣府,総務省,文部科学省,経済産業省, (国研)宇宙航空研究開発機構

く提案・要望内容>

民間企業の宇宙活動の進展に伴い、宇宙二法が平成28年に成立するとともに、我が国の宇宙産業の成長目標やその実現に向けた課題・施策をとりまとめた「宇宙産業ビジョン2030」が平成29年5月に策定されたほか、「宇宙ベンチャー育成のための新たな支援パッケージ」が平成30年3月に打ち出されるなど、民間事業者が主体となって宇宙活動を実施できる環境が整いつつあります。

また,宇宙機器産業におけるロケットや衛星の小型化等による低コスト化をはじめ, 宇宙利用産業における衛星データを活用したソリューションサービスや軌道上での衛 星メンテナンス・デブリ除去,宇宙資源開発や宇宙観光などの新たなビジネス化により,大企業だけではなく,ベンチャー企業や中小企業にも,宇宙産業への新規参入による新たな宇宙ビジネスの創造が期待されております。

ベンチャー企業等による宇宙産業の振興に当たっては、開発資金等の供給や高度専門人材の活用、技術開発の支援などにより、宇宙関連ベンチャーや新規参入事業者の事業展開を積極的に促進することが重要であります。

宇宙ビジネス創出推進自治体に選定された茨城県では、「いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクト」に取り組むなど、宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりを推進していることから、下記事項について特段の御配慮を願います。

- 1 宇宙関連ベンチャー等の事業展開を促進するため、開発資金等の供給や高度専門 人材の活用、技術開発の支援などを積極的に行うこと。
- 2 新たなデータソリューションサービスを提供する民間事業者の参入を促進するため、衛星データのオープン&フリー化を積極的に推進すること。
- 3 宇宙関連の新たな事業を創出するため、宇宙航空研究開発機構(JAXA)をはじめ とする国の研究機関等が持つ試験設備や、研究開発成果及び宇宙関連データ等の民 間開放について、一層推進すること。

大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について

<提案·要望先> 財務省, 文部科学省, 日本原子力研究開発機構, 原子力規制庁

く提案・要望内容>

本県は、つくば・東海の最先端科学技術や、我が国を代表するものづくり産業等の 集積を活かして、イノベーションを絶えず生み出し、21世紀の日本の科学技術及び 産業をリードする活力あふれた県づくりを進めております。

とりわけ、東海・大洗・那珂地区におきましては、世界最高性能の大強度陽子加速器施設(J-PARC)をはじめ、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、大学等の原子力関連施設が集積し、新産業の創出を目指した物質・生命科学の研究や、環境に優しい次世代エネルギーの開発研究、高レベル放射性廃棄物の管理期間の短縮につながる研究など、世界をリードする多様な研究開発が進められており、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担っております。

つきましては、こうした研究成果を最大限に活かし、新事業・新産業の創出やエネルギー・環境問題の解決を図るとともに、次世代の研究開発を担う人材の育成、さらには国内外の専門人材が集まる研究・教育拠点の形成など本県の発展に結び付けるため、下記事項について特段のご配慮を願います。

- 1 JーPARCにおける施設の安全が不断に確保されるよう、高エネルギー加速器研究機構及び日本原子力研究開発機構に対し、適切に指導・監督を行うこと。併せてJーPARCの研究目標やその成果、さらには国際的な研究拠点として期待される役割などについて、国が主体的に国民に情報発信するなどして、JーPARCに対する国民や県民の理解促進に努めること。
- 2 J-PARCが有する世界最高水準の性能を十分に発揮させるためには、今後、 ビーム出力の増強やビームラインの高度化等を着実に進めていくことが重要である ことから、J-PARCの整備等に係る予算を確実に確保すること。
- 3 産業界による円滑な施設利用と研究開発を促進するため、J-PARCのビーム利用料金の低廉化を図るとともに、研究開発を支援する体制の充実を図ること。また、J-PARCの安定的な運転を継続できるようにするとともに、所期性能である1MW運転の早期実現を図ること。

- 4 JーPARCで計画されている核変換の研究は、高レベル放射性廃棄物の管理期間の大幅な短縮が期待される、本県にとって大変意義のある技術開発であり、また、加速器、材料、プラントなど様々な分野の研究の進展や次世代人材の育成、さらには世界的研究拠点の形成につながるものであることから、所要の財源措置を行い、早期にJーPARCを活用した実験施設の整備に着手すること。
- 5 中性子線などの量子線科学分野において指導的役割を担う人材の育成を通じて、 J-PARCを活用した革新的な研究成果の創出を加速するため、茨城大学大学院 理工学研究科量子線科学専攻及びその活動拠点としてのフロンティア応用原子科学 研究センターの組織整備等に必要な予算を確保し、教育・研究機能の充実を図るこ と。
- 6 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所における核融合研究の長年の実績を活かし、臨界プラズマ試験装置JT-60を超伝導化したJT- 60SAを稼動させた後、ITER計画を補完・支援する実験運転及び研究開発を日欧共同で行なうため、引き続き予算を確実に確保すること。また、国内外の大学・研究機関や産業界との連携強化を進め、世界最先端の国際核融合研究拠点としての研究基盤・支援環境の充実を図ること。
- 7 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける高温ガス炉(HTTR)については、優れた安全性を有するとともに、その高温熱を利用した発電に加え CO2 フリー水素の製造が期待されていることから、水素社会の実現に向けた取組を加速させるため、必要な予算を確保するなどその試験研究の推進を図ること。

電源地域の振興について

<提案·要望先> 文部科学省,経済産業省

く提案・要望内容>

電源三法交付金については、電源地域における県民生活の安定、地域活力の回復及び地域振興などで重要な役割を果たしているところですが、東京電力株式会社福島第 一原子力発電所における事故を踏まえ、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

1 電源三法交付金の交付対象施設について、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えること。特に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に立地する 2 施設 (HTTR, OWTF)、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所に立地する 1 施設 (JT-60SA) の計 3 施設を交付対象施設とすること。

交付対象地域について,原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ, 見直しを行うこと。

また、交付金の適用期間について、発電所の運転終了で終わることなく完全撤去まで延長すること。

- 2 電源立地地域対策交付金のうち電力移出県等交付金相当部分の算定について、平成 23 年度交付分から火力発電施設の算定係数引下げの見直しがなされたところであるが、原子力発電施設の運転停止に伴い、電力供給において重要性を増している火力発電施設に係る算定係数の引上げを図ること。
- 3 電源立地地域対策交付金のうち、発電実績に応じて交付される電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の算定において、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、引下げ前の水準である発電量の81%を算入できる「みなし規定」を適用すること。
- 4 令和2年度末をもって交付期限を迎える水力発電施設周辺地域交付金について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、最低保証額の引上げ等の交付水準の改善を図ること。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

<提案・要望先> 農林水産省

く提案・要望内容>

農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育むなど、多面的機能を発揮しているところでありますが、一方で、農林漁業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化しています。こうした中、国は平成25年12月に、農林水産業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し政策を展開するとしており、このプランで示された基本方向を踏まえ、令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され閣議決定されました。

若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現するためにも食料・農業・農村基本計画に関する施策を着実に推進することが重要であります。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 担い手への農地の集積・集約化を一層進める農地中間管理事業については、制度の定着と一層の推進を図るため、制度を安定的に継続するとともに、地方に新たな財政負担が生じることのないよう、十分な予算措置を講ずること。
- 2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようにすること。特に飼料用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。

また、需要に応じた米生産については、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、 行政・生産者団体・現場が一体となって、需要に応じた米生産に取り組むこととしているが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

さらに、米価は一定程度回復したものの、意欲ある農業者が経営継続できるよう 支援するとともに、今後の米価下落においても米の再生産が可能となるような制度 を構築すること。併せて、米の需給改善のため、米の消費拡大について効果的な対 策を講ずること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かす ことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、令和3年度の事業 実施に必要な予算を確保すること。
- 4 本県の野生鳥獣による平成30年度の農作物被害額は約4.7億円と前年度より減少したが、狩猟の担い手不足などにより鳥獣被害防止活動の停滞も懸念されることから、鳥獣被害防止対策強化に向け、野外活動の経験が豊富な自衛隊OBの鳥獣被害防止活動への参加について国が主体となって進めること。

CSF及びASFの防疫対策について

<提案·要望先> 農林水産省

<提案・要望の内容>

豚へのCSFワクチン接種については、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針において、家畜伝染病予防法第6条第1項に基づき、都道府県知事が家畜所有者に対し、家畜防疫員による接種を命ずることとされております。

そのため,現行の制度下ではワクチン接種をできるのが都道府県の家畜防疫員に限 定されております。

この制度下で今後接種を継続していくと、他の家畜衛生業務の遂行に支障を来たすことが懸念されております。

このことから、飼養頭数など地域の実情に応じ、ワクチン接種が確実に行われたことを県が確認できるようにすることを条件に、家畜防疫員以外の者による接種を可能とするよう、下記事項について要望いたします。

また、ASFについては、平成29年8月にアジアで初めて中国で確認されて以来、 令和元年9月には韓国でも発生するなど我が国への侵入リスクが一層高まっておりま す。

本県は、豚の飼養頭数は全国6位の養豚県であり、ひとたびASFなどの海外悪性 伝染病が発生すると養豚農家に与える被害が甚大であるばかりでなく、消費者に与え る影響も計り知れないところです。

このようななか、ASFはCSFと違って有効なワクチンがないため、国内に侵入 した場合、深刻な被害が生じると危惧しているところです。

これらを踏まえ、ASFの発生予防対策の強化を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

- 1 豚へのCSFワクチン接種に関して、民間獣医師による接種や獣医師の指示に基づく家畜所有者による接種を可能とするよう制度の改正を行うこと。
- 2 ASFの発生予防対策を強化するため、ワクチンの開発をさらに加速化させ、できるだけ早期に有効なワクチンを開発すること。

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入推進について

<提案・要望先> 環境省,経済産業省

く提案・要望内容>

パリ協定の合意に基づき,我が国の気候変動への緩和と適応の取組を推し進めるためには,国と地方自治体,民間等多様な主体の連携を強化することが求められております。

また、一層の普及促進が求められている再生可能エネルギーについては、固定価格 買取制度開始以降、本県では太陽光発電施設が急速に拡大し、全国第1位の導入量と なっています。しかし、国の制度では、発電設備の適切な設計・施工や維持管理等に ついては、確実に担保される仕組みとはなっておりません。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的かつ具体的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため、下記事項について要望いたします。

- 1 県が実施する温室効果ガス排出削減の施策や気候変動影響評価,適応策等に対し, 技術的・経済的支援を行うこと。
- (1)地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、十分かつ継続的な支援を行うこと。
- (2)地域気候変動適応センターが行う、地域における気候変動適応に関連する情報の収集・分析・提供等の活動に対して、十分かつ継続的な技術的・経済的支援を 行うこと。
- (3) 電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績をはじめ、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定に必要不可欠な情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。
- 2 燃料電池自動車など次世代自動車の一層の普及拡大を図るため、研究開発や導入 促進に向けての各種支援策に係る財政上、税制上その他の措置を集中的に講ずるこ と。
- 3 太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度 等に関する設計基準や施工・管理に関する具体的な基準を整備すること。

霞ヶ浦・北浦. 涸沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について

<提案・要望先> 環境省,国土交通省,農林水産省

く提案・要望内容>

本県は、霞ヶ浦をはじめとする豊かな湖沼環境を有しており、これまで、水質の浄化や生物多様性の保全など湖沼をとりまく環境問題に取り組んできたところであります。

霞ヶ浦の水質については、湖沼水質保全計画を5年ごとに策定するとともに、「茨城 県霞ケ浦水質保全条例」を平成19年度に制定し、さらに、平成20年度には森林湖沼 環境税を導入し、生活排水対策や農地、畜産対策を重点的に取り組んでいるところで す。

その結果、流域の汚濁負荷量の削減は進んでいるものの、霞ヶ浦の湖内のCODは概ね横ばいで推移しており、依然として長期ビジョンとは隔たりがあることから、流域の負荷削減対策とともに、湖内対策にも一層取り組む必要があります。特に、北浦についてはCODが高い状況であることから、より取組を強化する必要があります。

また、湖岸には現在ミズヒマワリ等の特定外来生物(水生植物)の群落が多く見られ、生態系等に影響を及ぼす懸念があることから、生物多様性の保全に向けて早期に対策をとる必要があります。

一方、関東唯一の汽水湖である涸沼は、スズガモなどの多数のカモ類をはじめ 88 種以上の鳥類が確認されているほか、魚類ではニホンウナギ、昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されており、平成 27 年 5 月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、そこに生息する動植物の保全と、その賢明な利用を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されたところです。つきましては、霞ヶ浦に係る環境を保全し、持続可能な利用を図るとともに、地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通した地域振興を図るため、下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策・流出水対策(面源対策)等の推進について

霞ヶ浦・北浦については、管理者である国において、水質浄化、生物多様性保全 等のため次の措置を講ずること。

(1) 国が行っている試験の結果等を踏まえ、底泥からのリンの溶出抑制対策などの 水質浄化対策を早期に実施すること。

- (2) ウェットランド、水生植物帯、砂浜の整備や、堤脚水路における堆積土砂の定期的な除去などを推進すること。
- (3) アオコの発生が見られた場合は、今後も早期に河川への遡上防止及び回収を図ること。
- (4)生態系等に影響を及ぼすおそれのあるミズヒマワリ等の特定外来生物の除去を 早期に実施すること。

2 水質保全意識の醸成について

県民の水質保全意識の醸成を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施 状況やその効果について、県内外への情報提供に努めること。

また、 県や市町村と連携し、 県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換促進について 富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一 層促進するため、今後も必要な予算を確保すること。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、支援制度を拡充すること。

4 涸沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流·学習を推進する拠点施設「涸沼水鳥・湿地センター」について、十分な予算を確保し、早期に整備すること。

働き方改革の実現に向けた取組について

<提案:要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

人口減少社会において、我が国が持続的な成長を続けていくためには、働き方改革の実現は不可欠であり、恒常的な長時間労働等これまで当然と思われてきた日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに対する改革であります。

このため、働き方改革実現会議において決定した働き方改革実行計画に沿った対策 を、確実に実行していくことが求められており、中小企業においても、本年4月から 時間外労働の上限規制が、来年4月からは同一労働同一賃金が適用されるなど、働き 方改革関連法も順次施行されています。

引き続き,政労使が一体となり,非正規雇用の処遇改善,長時間労働の是正を推進するとともに,柔軟な働き方ができる環境整備等に取り組み,女性・若者をはじめ働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持ち,自分の未来を自ら創っていくことができる社会の実現に向け,下記の内容について特段の御配慮を願います。

- 1 働き方改革の実現に向け、目的達成のための政策手段が示された働き方改革実行計画のロードマップを着実に実行すること。
- 2 地方が働き方改革を確実に進めるためには、全国と各県の状況が比較できるよう なデータが必要であることから、特に、人手不足分野等、働き方改革が困難とされ る業種、職種等の課題解決に資するための調査と分析を進めること。
- 3 企業のニーズに沿った各種支援策を充実強化するとともに、制度の周知徹底と利用促進が図られるよう、重点的・継続的に支援すること。
- 4 国と地方の連携体制のもと、地方がより地域の実情に応じた展開を継続的・効果 的に図ることができるよう、地域における独自の取組を強力に支援すること。

地方における外国人材の活躍促進について

<提案・要望先> 法務省,外務省,厚生労働省

<提案・要望の内容>

我が国は既に、世界でも例を見ない人口減少・超高齢化社会に突入しており、30年後には総人口が2,340万人減少すると見込まれ、うち約9割が生産年齢人口であるとされています。

このように、企業の人手不足が深刻化していく中、新たな在留資格である「特定技能」が創設されました。

しかしながら、「特定技能」に係る技能水準や日本語能力水準を確認する試験の実施 回数が少ないなどの理由により、「特定技能」の在留資格を取得した外国人材の受入れ が進んでいない状況にあるため、国内外において試験の実施回数を増やし、受入れを 加速していく必要があります。

また、日本で就労する外国人自身が、職場や地域に馴染むことができなければ、離職に繋がることも想定されます。このような事態を防ぎ職場定着を図るためには、日本語はもちろん、日本の文化や習慣などについて、あらかじめ十分な教育を実施し、不安を解消することや、雇用前を含め、雇用中の外国人材を継続的に支援する仕組みを構築することも重要です。

以上の状況を踏まえ、地方における外国人材の活躍促進に向けて、下記事項を実施 するよう要望いたします。

- 1 「特定技能」に係る技能水準や日本語能力水準を確認する試験について、国内外で十分な回数を実施できるよう体制を整えること。
- 2 特定技能として就労を希望する外国人に対し、あらかじめ日本語や日本の文化、 習慣等についての教育の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。
- 3 職場定着アドバイザーの派遣等、雇用前を含め、雇用中の特定技能外国人を継続 的に支援する仕組みを構築すること。

地方分権改革の推進について

<提案・要望先> 内閣府,総務省

く提案・要望内容>

真の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備、最先端の研究開発、さらには食料や医療など、国家戦略が必要な役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら、これまでの政府の取組は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の 自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば、未だ不十分であると 言わざるを得ません。今後、さらなる改革の実現に向け、強いリーダーシップのもと、 迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、住民生活を守り、地域の活性化を 担う地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など依然として厳 しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早 急に構築することが不可欠であります。

つきましては,真の分権型社会の構築に向け,下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

1 事務・権限の移譲については、これまで地方が強く求めてきたハローワークなど に係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに、税財源を一体的に移譲 し、新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに、今後の見直しに当たっても、新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については、所管府省と十分に調整を行い、提案をできる限り 実現すること。 2 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、教育、地域経済活性化・雇用対策、防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できるよう総額を確保するとともに、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また,引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など,地方の行政需要を的確に把握し,今後の地方財政計画に計上するとともに,持続可能な交付税制度の確立を図るため,地方財源不足の解消は,更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし,臨時財政対策債は速やかに廃止すること。なお,廃止までの間にあっては,臨時財政対策債発行可能額の算定において,過度な傾斜配分にならないようにするとともに,廃止までの工程を明らかにすること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)について、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

なお,近年,地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正 化等を行うべきとの議論がある。地方は国と異なり,金融・経済政策・税制等の広 範な権限を有しておらず,赤字地方債の発行権限も限定されていることから,不測 の事態により生ずる財源不足については,歳出削減や基金取崩し等により対応せざ るを得ない。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

3 消費税及び地方消費税率の引上げが、令和元年 10 月に行われたが、増収分は全て 社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野におい て担っている役割等を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。 また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい 経済政策パッケージ」に係る施策を実施する際には、地方行財政に係るものについ て、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責 任においてしっかり確保すること。特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令 和2年度以降の地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に 全額計上し、必要な財源を確保すること。

なお、10%への引上げに伴う軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。また、社会保障制度改革の推進に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させること。

併せて,地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため, 税源の偏在性が小さく,税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ,国からの税 源移譲を速やかに進めること。

4 新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、その趣旨や目的について 広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、国において必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施運用に向けた取組を進めること。

5 平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

なお、今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

6 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等(土地を除く)をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを享受しているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

7 償却資産に係る固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、 税負担を求めるものであり、市町村が必要な行政サービスを行うための重要な財源 であることから、引き続き安定的確保を図ること。

- 8 ゴルフ場利用税については、平成31年度与党税制改正大綱において今後長期的に検討することとされたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることを踏まえ、現行制度を堅持すること。
- 9 令和2年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、自動車を取り 巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、財源を安定的に確保していくことを前提に、 その課税のあり方について検討を行うとされたが、検討に当たっては、道路の維持 管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方 の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行 うこと。
- 10 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお,各府省の交付金等についても,税源移譲されるまでの間は,地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに,事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

11 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、 「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

また、建設国債等の償還については、見合資産の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方が採用されている。これに鑑み、霞ヶ浦導水事業をはじめとする直轄事業の地方負担の財源に充てられる地方債についても、単年度の財政負担をさらに平準化するため、財務省令で示されている耐用年数等を踏まえ、30年を超える償還期間での借入が可能となるよう基準の改正を行うこと。

12 地方交付税の算定においては、景気の変動期は、前年度の実績を基礎とした交付税算定額と実収入額との乖離が生じやすく、その結果が地方団体の財政運営に与え

る影響を考慮して、精算制度及び減収補塡債制度が法人関係税等の一部の税目について設けられているが、地方消費税については設けられていない。昨年 10 月に税率が引上げられたことにより、本県税収に占める割合が高くなっており、これまで以上に大きな乖離が発生する可能性が懸念される。

税収規模が大きく、景気変動の影響を比較的受けやすいと考えられる税目については、交付税算定額と実収入額の乖離を単年度ごとに是正することが望ましいと考えられることから、地方消費税についても、精算制度及び減収補塡債制度を設けること。

医師等医療従事者の確保について

<提案・要望先> 厚生労働省,文部科学省,内閣府

く提案・要望内容>

本県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回っており、現時点で医師数を全国平均と同程度にするには、さらに約 1,800 人もの医師が必要となります。 小児科や産婦人科はもとより、内科及び外科等の基本的な診療科においても、全県的に医師が不足するなど、本県の医師不足は極めて深刻であります。

厚生労働省では 2028 年頃には全国で医師の需給が均衡すると推計しているところでありますが, 医師の働き方改革や女性医師数の増, 医療の高度専門化により医師を取り巻く状況は大きく変化しており, また, 深刻な医師不足の状況にある地方においては, 今般の新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合には, 医療現場の崩壊を招きかねないことから, これらのことを踏まえた需給推計の検証や対策が必要です。

医師養成に係る多額の公費負担の現状や医師の公的役割なども踏まえると、国において現在の医師の勤務のあり方の見直しも考慮した更なる抜本的対策を講じる必要があるものと考えております。

さらに、看護師、助産師などの看護職員については、医療と介護の連携を推進するため、2019年度に公表された看護職員需給推計等を踏まえた人員確保や、在宅医療の要となる訪問看護師をはじめとする看護職員の資の向上に取り組むことが必要であります。

以上のことから、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く状況の変化や、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制整備についても考慮した上で、医師需給推計の検証を行っていくこと。
- 2 医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合においても地域の医療 提供体制を確保できるよう、医師数全体の底上げを図ること。

また、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な

措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の大幅定員増を可能となるよう規制緩和を図ること。

- 3 全国的に医師の偏在があることから、医師少数県等において、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において医師等の派遣を行うなど、各地域の医療提供体制の整備を支援すること。
- 4 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医、政策的ニーズの高い、あるいは高度な医療技術を必要とする医療分野に係る診療報酬(ドクターフィーの導入など)を含めたインセンティブを設定するなど、 国が主体的に検討すること。

また,将来の医療需要を踏まえた診療科ごとの定員や専門医養成定員の設定のほか,保険診療が可能な保険医の定数を定め,診療報酬上配慮するなど,実効的な制度を創設すること。

- 5 地域枠制度を延長するとともに、都道府県が大学に対して地域枠の設置や増員を 養成するに当たっては、必要数を確実に確保できるよう、国が実効性のある指導や 環境整備を行うこと。また、大学から地方公共団体に負担を求めることなく必要な 教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講じること。
- 6 外国において医師免許を取得し医師として医業を行っている者が、国内の医師不足地域の医療機関において、日本の医師免許を有する医師と同等に勤務することが可能になるよう、国家戦略特区制度等による規制緩和を行うこと。
- 7 都道府県において、必要な医師確保対策を継続して実施できるよう、地域医療介護総合確保基金による十分な財政的措置を講ずること。その際、地域医療介護総合確保基金が充当可能な範囲については、各都道府県の実情に応じた施策への充当を認めること。
- 8 女性医師が継続して働くことができるよう、保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、 再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講ずること。
- 9 潜在看護職員の再就業支援等により人員確保を図るとともに、看護師特定行為研修参加施設への助成や訪問看護に係る研修など質の向上に関する取組を充実させる ため、将来にわたる十分な財源を地域医療介護総合確保基金等を通じて確保すること。

10 質の高い看護教員を安定的に確保するためには、看護教員と臨床看護師とが相互 に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ご とに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心と なり調整を図ること。

また、そのようなキャリアラダーに対応した研修会を実施する団体等に対し、十分な財政的措置を講ずること。

医療保険制度の見直しについて

く提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望内容>

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められてきたところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすものであることから、今後も国においては地方の十分な理解を得た上で医療保険制度の改革等を着実に行うことについて、下記のとおり要望いたします。

記

国民健康保険制度については、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部の決定に基づく財政支援について、今後も国の責任において確実に行うこと。

また、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担 調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図 ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、 安定的な運営ができる制度とすること。

これらの制度改正に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生 じることのないようにすること。

介護保険制度の見直し等について

く提案・要望先> 厚生労働省

く提案・要望内容>

介護サービス利用者の増加とともに、介護給付費も増加しており、県や市町村など地方公共団体の財政圧迫をはじめ、様々な制度運用上の課題も生じてきております。

また,団塊の世代すべてが後期高齢者となる 2025 年に向け,高齢社会を支える人材 や施設不足の解消も喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険制度をより持続可能なものとするため、地方の意見を聴き、それを適切に反映させるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 将来にわたる介護保険制度堅持のため、全国レベルでの自立支援・重症化防止施 策の構築や、介護サービスの適切な利用の徹底など介護給付費の適正化を強く推し 進めるとともに、今後、高齢者数の増加や在宅医療と介護の連携の推進等に伴い、 介護給付に係る需要がさらに増大し、給付費の急激な増嵩が見込まれることから、 被保険者や地方の負担増につながらないよう十分な財政措置を講ずること。
- 2 介護人材の不足が課題となっている中、地域医療介護総合確保基金(介護分)について、地域の実情に応じて、柔軟に活用できるよう見直しをするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

また、次期介護報酬の改定においても、介護職員等のさらなる処遇改善加算を行うこと。

3 国が推奨するユニット型の特別養護老人ホームを運営するにあたっては、従来型より多くの介護職員を配置する必要がある実態を踏まえ、ユニット型の介護報酬については、従来型を上回る改定とすること。

地域公共交通維持確保に向けた取組について

<提案·要望先> 国土交通省, 財務省

<提案・要望の内容>

鉄道・バスなどの公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たしており、地域住民の生活を守り、地域間交流を促進するため、公共交通の維持確保は、喫緊の課題となっております。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の進行を背景に 公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるほか、 市町村では、高齢者や高校生等の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の運 行等により財政負担が増加するなど、公共交通の維持確保は、現在、極めて厳しい状 況に置かれております。

その上、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出やイベントの自粛、さらには、学校の休業などが要請される中、交通事業者は、その社会的な使命を果たすべく事業を継続しておりますが、利用者は激減し、その経営基盤そのものが極めて深刻な打撃を受けております。

つきましては、交通事業者が、元通りの事業活動を展開できますよう国の総力をあ げて早急な支援を行うとともに、地域住民の多様なニーズに対応した、安全・安心な 公共交通の維持・確保を図るため、下記事項について特段の御配慮をお願いします。

記

1 地域の社会インフラであるバス及び鉄道事業者の経営を支援し、地域公共交通の 維持確保及び改善を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等について、 以下の2点に留意して必要な予算を確保すること。

(1) バス

地域特性や実情に応じた最適な生活交通を維持・確保することを支援するため、 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫 補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保 するとともに、輸送量などの補助要件の緩和を行うほか、本県が取り組んでいる地 域間高速バスの増便事業に対して、特段の支援を行うこと。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、打撃を受けているバス事業者の経営の早期安定を図り、着実にバス路線の維持・確保ができるよう、バス事業者に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 鉄道

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策 事業について、必要な予算を確保すること。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、打撃を受けている地域鉄道事業者に係る事業経営の早期安定を図り、安全運行などを計画的に推進する事業に支障を来さぬよう、補助率の嵩上げを含め、新たな支援制度の創設を図ること。

2 利用者の利便性向上のため、バス事業者のICカードシステムの導入が円滑に進むよう、必要な予算を確保すること。

安全安心を実感できる「いばらき」の確立について

<提案·要望先> 警察庁,総務省,財務省,国土交通省

<提案・要望の内容>

本県警察では、県民の生活を犯罪から守るための取組を始め、総合的な交通安全対策、多様化する脅威への対策等、様々な対策を講じた結果、県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降17年連続で減少し、また、交通情勢については、交通事故死者数が昭和33年以降では最も少ない107人となるなど、指標の上では一定の改善が認められるところです。

しかしながら、本県警察は全国に比して警察官1人当たりの業務負担が高いことから、ICT等の先端技術の活用による業務の高度化・効率化を図りつつ、増員により人的基盤を強化をする必要があります。また、複雑化・多様化する犯罪に的確に対処するための捜査支援資機材の整備・拡充、安全で快適な交通環境を構築するための交通安全施設の整備、大規模災害等の緊急事態に適切に対処するための資機材の整備・拡充、サイバー空間の安全を確保するための人材育成など、様々な治安上の課題への対応に万全を期す必要があります。

以上のことを踏まえ、本県警察が今後の日本社会の変化に適応し、県民が安全安心を実感できる「いばらき」を確立するため、下記事項について特段の御配慮を願います。

- 1 警察基盤を強化するため、警察官の増員(地方警務官の増員を含む。)や警察車 両の整備・拡充を図ること。
- 2 警察業務の高度化・効率化を図るため、AI、RPAを始めとしたICTの導入 に係る経費の予算措置を図ること。
- 3 犯罪の複雑化・多様化に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取装置及び 薬物鑑定機材の整備・拡充を図ること。
- 4 安全かつ快適な道路交通環境を整備するため、特定交通安全施設等整備事業の充 実を図ること。
- 5 大規模災害対策を強化するため、救出救助資機材、原子力災害対策用資機材の整備・拡充を図ること。
- 6 サイバー空間の脅威に的確に対処するための人材の育成や資機材の整備・拡充を 図ること。

原子力災害について

<提案·要望先> 内閣府,復興庁,経済産業省,文部科学省,原子力規制庁, 環境省,観光庁,外務省,農林水産省

く提案・要望内容>

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から9年余りが経過したものの,依然,放射性汚染水への対応や除染,指定廃棄物の処分問題など多くの課題により,国民は放射線に関する不安を抱えるとともに,風評被害も根強く残っている状況にあることから,国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に、多核種除去設備(ALPS)等の処理水の取扱いについては、国の小委員会の報告書において、水蒸気放出に比べると海洋放出が確実に実施できる方法としているが、関係自治体や関係団体などの意見を聴いた上で、風評被害の発生しない方法についてさらに検討すること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査など必要な対策を継続的かつ着実に実施し、放射線に関する不安の解消に努めること。

(3)除染対策について

市町村等による除染により発生した除去土壌の管理に係る措置に対し、引き続き適切な支援等を行うとともに、除去土壌の処分基準の策定など、除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

- ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を 推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担するこ と。
- イ 8,000 ベクレル/kg 以下に減衰した後の指定解除の仕組やその後の処分方法 については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明すると ともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。
- ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を 反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な 財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とする とともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の 対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、 地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7)中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北 6県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

東海第二発電所については、UPZ圏内の人口が約94万人にのぼること、運

転開始から40年が経過していることなど、その置かれている状況や地元自治体及び地域住民の意見を十分に踏まえつつ、国のエネルギー政策における東海第二発電所の位置付けや必要性などについて国の考え方を早急に示すこと。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底 して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準 等をはじめとする安全対策に反映させること。

また,近年,日本原子力研究開発機構など本県内の原子力施設において,事故・故障等が相次いで発生していることを踏まえ,安全管理を徹底するよう指導するとともに,高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

(3) 東海再処理施設について

東海再処理施設の廃止措置については、工程が長期間にわたること、また、多額の費用を要することから、その安全対策や人的・財政的資源の確保について、 事業者任せとせず、国が責任を持って指導・支援していくこと。

(4)原子力研究開発について

原子力発電の技術開発・研究開発については、安全性を最優先に国民理解を得ながら進めていくべきものであることから、国が責任をもって推進していくこと。

東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にし、国として持つべき原子力研究開発機能の維持・発展を目的とした支援を同機構に対し実施すること。

とりわけ、我が国の原子力研究開発の基盤となる材料試験炉「JMTR」の代替施設を含めた新たな試験研究用原子炉については、同機構のみならず、国が主体となって建設に向けた具体的な検討を早急に進めること。

(5) 高速実験炉「常陽」について

高速炉開発方針の具体化に当たっては、高速実験炉「常陽」の位置づけを含め、 核燃料サイクル政策における高速炉開発の意義や今後の具体的な道筋を明確にす るとともに、その結果については、国民の理解が得られるよう、国が十分な説明 責任を果たすこと。

(6)原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体のみでは解決が困難な避難計画策定上の課題に対して、東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において具体的な解決策を提示すること。

その際,省庁横断的に進める必要がある対策については,必要な予算の確保も 含めて内閣府が窓口となり,総合的な調整を行うこと。 特に、避難に必要なバスや福祉車両などの移動手段、避難退域時検査等に要する人員や資機材、防災業務従事者の通信手段の確保などについて支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や、避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な財政支援措置を講ずること。

原子力緊急事態において、即時の避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための施設整備について、木造施設などへの対応策を示すとともに、必要な予算の確保を図ること。

住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータ を具体的に示すとともに、その周知や屋内退避中の電気、ガス、水道等のライフ ラインの確保について、地方公共団体とともに取り組むこと。

安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、地方公共団体の事情を聴取の上、住民が適時・適切に服用できるよう対応マニュアルの充実を図ること。

さらに、安定ヨウ素剤の事前配布後も、再配布の手続きを簡略化するなど、住 民や自治体の負担を軽減できる方法をマニュアルに明記すること。

併せて,丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について,早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また,円滑な避難行動をとるには,緊急時モニタリング及び避難退域時検査の 実施などに放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため,精度の高 いシステムを構築すること。その際は、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具 体的な検討を進め,必要な対策を講じること。

(7) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出や高レベル放射性液体廃棄物の固化処理を速やかに行うとともに、高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度の低減化に関する研究開発を加速するなどガラス固化体の最終処分の取組を促進すること。

また,原子力施設の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても,廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や,放射性廃棄物の処理処分に関する国民の理解促進,地域振興策の検討などに取り組み,原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。

被災地における復旧・復興について

<提案·要望先> 復興庁,国土交通省,財務省,総務省,農林水産省,経済産業省, 厚生労働省,文部科学省

く提案・要望内容>

平成23年3月に発生した東日本大震災や原発事故により、本県の県民生活や企業活動は、依然として大きな影響を及ぼしております。

本県では国において講じられている各種支援措置を最大限に活用しながら、各分野における取組を積極的に展開してきたところですが、復興には、引き続き支援が必要な状況にあります。

政府においては、災害からの復旧・復興についてご尽力いただいているところでご ざいますが、県民が安全・安心な生活を送れるよう、以下の事項についてさらなるご 配慮をお願いいたします。

記

1 復興・創生期間における復興財源の確保

(1) 社会資本整備総合交付金(復興)について

社会資本整備総合交付金(復興)について、復興が完了するまでの間、必要十分な予算額を確保し、その地方負担について、引き続き地方財政措置を講ずること。

(2) 地方財政措置の継続について

地方税法や東日本大震災特別区域法等の法律に基づき生じる減収額など、復興・創生期間後も必要となる財政需要について、引き続き震災復興特別交付税等による地方財政措置を講ずるとともに、震災復興特別交付税について、通常の地方交付税とは別枠とする措置を継続すること。

(3) 国が行う復興事業について

国が行う復興事業について、より一層の整備促進を図るとともに、それに係る 直轄事業負担金については、震災復興特別交付税による地方財政措置を継続する こと。

2 災害に強い医療体制づくりについて

災害に強い医療施設づくりを推進するため、耐震・免震化の推進に対する財政支援措置を継続すること。

3 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

4 激甚災害制度について

激甚災害制度の適用にあたっては、令和元年東日本台風など、大規模かつ甚大な被害をもたらす災害においては、国において速やかに本激指定を行うとともに、同一の災害により被災した都道府県が等しく支援を受けられるよう必要な措置を講じること。

5 緊急防災・減災事業債の恒久化及び拡充について

引き続き防災・減災対策を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業のさらなる拡充を行うこと。

令和元年東日本台風・房総半島台風からの速やかな復旧・復興について

<提案·要望先> 国土交通省,内閣府

<提案・要望の内容>

令和元年東日本台風による記録的な大雨等により,本県においては,久慈川や那珂川などの本川のみならず,本川から支川へのバックウォーターなどにより多くの河川で堤防の決壊や越水があり,死者2名・行方不明者1名,負傷者20名の人的被害のほか多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど甚大な被害が発生しました。このため,現在,県及び関係市町村におきましては,国の支援を受けながら,総力を挙げて被災者支援および,復旧に取り組んでいるところであります。

しかしながら、今回の出水は、広範囲かつ大規模な災害であり、今後の本格的な復旧におきましては、国管理区間と県管理区間が一体となった総合的な対策が不可欠であります。

国におかれましては、県が管理する久慈川及び浅川の決壊箇所の復旧をはじめ、久 慈川の県管理区間の改良復旧について、県から要請させていただいた国の権限代行に よる事業の実施を引き受けていただき、心から感謝申し上げます。

県といたしましても、地元自治体とともに最大限復旧・復興に邁進してまいりますので、国におかれましても被災地の状況を十分にご理解いただき、県民の安全安心な日常生活が一刻も早く取り戻せますよう、下記の事項について特別のご配慮をお願いいたします。

記

1 久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトの推進について

再び令和元年東日本台風と同等の大雨が起こった場合にも災害の発生を防止するため、国が実施する久慈川、那珂川の堤防整備や河道掘削等のハード対策を着 実に実施すること。

2 県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理について

久慈川の県管理区間は、国管理区間の上流に位置し、管理区間の区別なく一体的に管理する必要があるため、県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理を図り、それに必要となる地方整備局等の体制強化を図ること。

3 住民の主体的な避難を促すソフト対策の推進について

大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の

ための取組として、住民目線のソフト対策を流域の市町村等と一体となり、速やかに実施するための措置を講ずること。

4 被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用基準を緩和すること。

また、被災者の生活再建が早期に図られるよう、住宅建設費用等の増高を踏まえ支援金の限度額を引上げるとともに、支給対象となる被災世帯を半壊世帯まで拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引上げるなどの措置を講じること。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の延長について

く提案:要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

近年,我が国では,地震,台風,豪雨等のこれまで経験したことのない事象により, 重要インフラの機能に支障をきたすなど,国民経済や生活に多大な影響が生じている。 このような自然災害に事前から備え,国民の生命・財産を守る防災・減災,国土強 靭化は一層重要性が増しており,喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持を推進するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本県においても、重要なインフラ等の緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に進めているところであるが、令和元年東日本台風や房総半島台風など、近年の気候変動の気候変動により、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては、十分といえないことから、「3か年緊急対策」以降も継続した国の支援が不可欠である。

以上のことから, 下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

〇 「3か年緊急対策」終了後も、引き続き国土強靭化を推進するため、令和3年度 以降の継続のみならず、さらに拡充するための必要な財源を確保すること。

神栖市におけるヒ素汚染対策について

く提案・要望先> 環境省,農林水産省

く提案・要望内容>

神栖市におけるヒ素汚染事案については,平成15年の閣議了解及び閣議決定に基づき,国において健康被害者に対する支援策をはじめ,地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところであります。

これらの対策のうち,平成15年度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、平成29年6月に、令和2年6月までの事業継続が決定され、また、平成20年度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であったA井戸周辺の有機ヒ素化合物の約90パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところであります。

しかしながら,依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され, また,汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており,地域住民の不安が払 拭できない状況にあります。

一方,平成24年5月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任 裁定がなされ、県は、被害者の置かれている状況を考慮し、和解により問題の早期解 決を図っておりますが、被害者は、今後とも国の支援を強く望んでいるところであり ます。

つきましては、国として適切な対策が講じられるよう、下記事項について要望いた します。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また、有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について、調査研究を継続的に進めるとともに、被害者の方々の意向を踏まえ、長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として、米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値(一日許容摂取量 など)を早急に策定すること。

また、指針値に基づき、有機ヒ素化合物の農地土壌や農業用井戸水(地下水)に対する基準値を定めるとともに、作付けが早期に再開できるよう有機ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。

病院事業債(特別分)の期間延長について

<提案・要望先> 総務省

<提案・要望の内容>

各地方公共団体では、地域において必要な医療提供体制を確保し、その中で公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療等の重要な役割を担うことができるよう、新公立病院改革プランを策定し、公立病院の経営効率化、再編・ネットワーク化等の改革に取り組んでいるところです。

この改革は、地域医療構想と整合的に行われる必要があり、特に、公立病院の再編・ネットワーク化については、公立病院の役割分担(医療機能、病床数等)を従来にも増して精査すること、また、公的・民間病院等との再編も検討対象とすることなど、 抜本的な取組が求められています。

こうした取組を進めるためには、通常の整備を上回る検討期間及び経費が必要となることから、公立病院に係る財政措置について、以下のとおり要望いたします。

記

公立病院の再編・ネットワーク化に係る病院事業債(特別分)の適用期間を延長すること。

未来を担うたくましい人づくりについて

く提案・要望先> 文部科学省

く提案・要望内容>

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識 基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。ま た、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で,近年,若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており,今後,我が国が成長を持続していくためには,科学技術の発展をリードし,国際社会で活躍できる人材の育成が求められており,子どもたちに対して,基礎学力の向上や,豊かでたくましい心とともに,健やかな体を育成することが求められています。

そのため、今後も、外国語によるコミュニケーション能力の育成やプログラミング 教育の充実、さらには、小さい頃から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、 科学技術を分かりやすく伝える人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

また、告示された新学習指導要領により、より一層の授業の工夫・改善が必要であることから、ICT環境のさらなる充実や、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員個人への負担を軽減するための体制を構築することも必要になります。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に 対するための取組の充実や体罰による不適切な指導の改善、人格形成の基礎を培う就 学前教育の充実や親子の育ちを応援する家庭教育の充実が喫緊の課題となっておりま す。

併せて、本県におきましては、教育を県政の重要課題としてとらえ、様々な施策を 積極的に推進しているところでありますが、国におきましても、教育振興基本計画に 則り教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

- 1 「教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、 教育予算の増額を図ること。
- 2 小学校及び義務教育学校前期課程(以下「小学校等」という。)の2学年以上の学級編制の標準を35人以下へ引下げる新たな定数改善計画を策定すること。また、一部基礎定数化された通級による指導や外国人児童生徒等指導の充実における対象児童生徒数の引下げとともに、小学校等における専科指導やチーム学校の推進の

ための小・中学校及び義務教育学校(以下「小・中学校等」という。)への加配, さらには、高等学校も含め「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善へ 向けて、その推進役となる教員が効果的に活動できるようにするための加配など、 加配定数の充実についても配慮すること。

- 3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の 定数改善を推進すること。
- 4 高度専門職である教員の資質向上を図ることを目的として、各都道府県教育委員会が策定した「教員の資質向上に関する育成指標」において、職責、経験、適性等に応じて身に付けるべき資質が成長段階ごとに設定されていることを踏まえ、オンデマンド型配信による研修や民間企業等における研修を充実させるなど、全ての教員が必要な時に資質向上を図ることができるよう、研修形態の多様化に向けた方策を講ずること。
- 5 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。

さらに、高校教育については、将来の科学技術系人材の育成を図るためにスーパーサイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、大学入試制度改革とリンクさせるなど、その取組が評価される場面をさらに広げること。

- 6 英語教育の早期化・教科化・高度化を踏まえ、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、授業の質の向上を図るための加配定数の拡充など、指導体制の充実を図ること。また、国際教育を充実させるための事業の拡充を図ること。
- 7 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付けられた ことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上 に向けた体制づくりを推進すること。

高等学校における道徳教育については、令和4年度から始まる新学習指導要領で示された「公共」で行う道徳の事例等を紹介するなどし、道徳教育の充実を図ること。

8 令和2年度から順次実施されている新たな学習指導要領において、プログラミング教育が必修化となることを踏まえ、オンデマンド型配信による研修用教材や

民間企業・大学教授等の外部人材を活用することにより、中学校技術・家庭科(技術分野)及び高等学校情報科担当教員の指導力向上に向けた施策を講ずること。

併せて、プログラミングを学習することに高い意欲を有する中・高校生に対し、より高度かつ専門的な内容の学習機会を提供するため、全ての中学校及び高等学校において、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用した指導等ができる体制を整備すること。

9 児童生徒が各教科の学習展開に応じて必要な時に1人1台の情報端末を活用することを可能とするICT環境の整備を進めるとともに,災害時や新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業などの緊急時における学習保障のための,学習支援コンテンツ(動画等)を充実させること。さらに,民間企業等が提供する学習支援コンテンツを利用するための財政的支援を講ずること。

また,義務教育段階における遠隔教育について,送信側において英語等の専門性の高い人材を活用し,受信側において当該教科免許を持たない教員でも授業を担当することができる特例制度をすべての学校が活用できるよう早期の法整備を実現すること。

10 学校におけるいじめや暴力行為等の問題行動や、不登校、児童虐待の問題等に適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図ること。

また、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の充実を図るため、「SNS等を活用した相談体制構築事業」の対象地域の拡充を図ること。

- 11 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。
- 12 市町村が抱える課題に応じて、地域の人材等を活用した家庭教育支援に取り組む 体制の構築を図るため、関係機関との連携による訪問型家庭教育支援に係る財政的 支援の拡充など、家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。
- 13 公職選挙法が改正され,高校生の一部も有権者となったことや,民法改正により,令和4年度から成年年齢が18歳に引下げられることを踏まえ,生徒が自己決定と社会参加の経験を積むことにより,自主性・自立性を育み,社会の創り手としての市民が備えるべき資質・能力を育成する教育の充実を図ること。

14 公立文教施設における耐震化、老朽化、防災機能強化、環境改善などの整備について、予算の不足による事業採択見送りによって、自治体に著しい支障を生じさせることがないよう、十分な予算の確保を図ること。

さらに、非構造部材などの耐震化や長寿命化関連事業の推進を図るために財政的 支援を拡充すること。

15 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、引き続き部活動指導員の活用を促進するとともに、派遣経費の充実を図ること。

小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について

く提案・要望先> 文部科学省

く提案・要望内容>

急激な少子化の進行に伴い、県内の小・中学校及び義務教育学校(以下「小・中学校等」という。)では小規模校が増加し、児童生徒が切磋琢磨することや社会性などを育成することが難しい状況にあります。そのため、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒の教育環境の改善を行うことが課題となっております。

一方,統合が困難な地理的特性や,地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮から存続を選択した小規模校の活性化に対する支援など,各市町村の実情に応じた学校づくりを推進する必要があります。

このため、本県におきましては、公立小・中学校等の適正規模について指針を策定するとともに、統合した学校への教職員の加配や遠距離通学対策事業費への補助などを行うほか、小規模校への教職員の加配を行うなど、市町村における取組を支援・助言しているところであります。国におきましても、小・中学校等の適正配置等に取り組む市町村を一層支援するよう、下記事項について要望いたします。

記

適正規模・適正配置等に取り組む市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、次の取組を推進すること。

- (1) 学校統合に伴う児童生徒の学校環境の変化に対する不安の解消や、小規模校の活性化のための教職員の加配措置のさらなる拡充を図っていくこと。
- (2) 学校統合に伴う児童生徒の遠距離通学における不便の緩和及び通学路の安全確保に関し、地方公共団体が負担する経費に対して引き続き十分な財源措置を講ずること。
- (3) 学校統合に伴い校舎等の新増築を行う際の補助制度について、さらなる拡充を図っていくこと。
- (4) 学校統合により廃校となった学校跡地の有効活用を図るため、施設の転用等に 伴う改修・撤去等に係る補助制度を拡充すること。

少子化対策の充実について

<提案・要望先> 厚生労働省,内閣府,文部科学省

く提案・要望内容>

少子化による人口減少社会の到来は,経済活動の縮小,地域コミュニティの崩壊, 社会生活基盤の劣化など,様々な影響を及ぼすことが懸念されており,本県では「茨 城県次世代育成プラン」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところ です。

少子化対策を着実に推進し、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえるため、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援の充実等について、下記のとおり要望いたします。

記

結婚,妊娠・出産,子育て支援は,将来にわたって我が国が活力を維持していくための,最重要課題であり,地方創生の要であることから,国が主体となって,結婚や子育てを後押しする経済的支援を実施するとともに,待機児童対策や子どもの貧困対策に一層取り組むこと。

- 1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため、地域少子化対 策重点推進交付金について、当初予算規模の大幅拡充と運用の弾力化を図ること。
- 2 十分な不妊治療が受けられるよう、特定不妊治療に対する助成内容のさらなる拡 充や、医療保険の適用を図ること。
- 3 子ども及び妊産婦医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、子ども、妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、未就学児に限らず、すべて撤廃すること。
- 4 幼児教育・保育の無償化などをはじめとした子育てにかかる親の経済的負担の軽減を図り、夫婦が理想とする子どもの数を実現できるよう、子育て世帯への財政的支援を図ること。

特に、多子世帯における保育料の負担軽減を図るため、3歳未満児のうち、第3 子以降の所得制限及び同時入所要件を撤廃し、保育料の無償化を図ること。

- 5 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、国の責任で必要な財源を確保する とともに、地方の財源負担割合について軽減を図ること。
- 6 幼児教育・保育の無償化により、女性の就業率のさらなる上昇と相まって、今後の保育需要の増加が懸念されることから、保育人材の確保等により、待機児童の速やかな解消を図るとともに、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう以下の措置を講じること。
 - ① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」や職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
 - ② 保育士及び幼稚園教諭(以下,「保育士等」という。)の就労継続を図るために,保育士等の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう,保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について,給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう,適切かつ十分な措置を講ずるとともに、制度の恒久化を図ること。
 - ③ 保育士修学資金貸付等制度について、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰に有効であることから、制度の恒久化を図るとともに、所要の財源を確保すること。
- 7 認定こども園の施設整備費補助や特別支援教育経費については、未だ一元化が進まず事務が煩雑になっていることから、保育現場における事務の簡素化・効率化のため、子ども・子育て支援新制度の基本的な理念に基づき一元化を図ること。また、幼稚園や認定こども園に対する特別支援教育経費については、障害児等の教育条件の維持向上及び就園促進を図るため、障害児等を受け入れているすべての園を国庫補助の対象にすること。

併せて、地方に過大な負担となっている「教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分の経過措置については、速やかに廃止すること。

- 8 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラ ブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。
- 9 子どもの貧困対策では、対象となる子どもの把握が困難であり、施策効果を図る 適当な指標がないことから、統一的な基準で調査し子どもの実態を把握する仕組み の構築や全国統一的な基準を用いた指標の設定などを行い、都道府県別のデータを 提供すること。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」に示されている恒久的かつ実効性のある施策として推進するためには、地域の実情にあった継続的な取組が必要であることから、「地域子供の未来応援交付金」について、補助期間のさらなる延長など運用の弾力化を図るとともに、ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援に係る給付金の拡充など財政的支援の充実を図ること。

児童虐待防止対策の更なる強化について

<提案·要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加し, 重篤な児童虐待事件も 後を絶たないなど, 深刻な社会問題となっています。

国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)」を策定し、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図ることとしています。

本県では、平成31年4月に施行された「茨城県子どもを虐待から守る条例」も踏まえ、児童相談所の体制や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の防止に向けて取り組んでいるところです。

本県における取組を着実に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会を 実現するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

- 1 児童相談所及び市町村における児童福祉司等の専門的人材(以下「専門職員等」という。)について、今後の体制強化等に伴う人材確保が困難である状況を踏まえ、 十分な財政措置を講じること。
- 2 専門職員等の専門性確保を図るため、地方公共団体が実施する法定研修等の内容 を充実させるために必要な支援を拡充すること。
- 3 全国の児童相談所及び市町村が連携し、必要な情報を確実かつ迅速に共有することができるよう、速やかに情報共有システムを構築し、運用すること。

ローカルテレビ局の放送エリアの拡大について

く提案・要望先> 総務省

<提案・要望の内容>

放送法に定められた基幹放送普及計画は、県域免許制度の根拠となっているもので、 放送局の設置に関して、放送対象地域ごとの放送系の数の目標などが定められている。 この中で、民間基幹放送事業者による県域放送の放送対象地域として、全国都道府県 の中で本県のみが掲載されておらず、本県は映像による県域情報の発信量が少なく県 民に県域情報が届きにくい状況にある。

一方で、既存のローカルテレビ局においては、県域を越える広域化により経営の安定化が図れると考えられ、本県にまたがる放送エリアの拡大が可能になれば、本県としても県域情報発信量の増加、災害時における情報発信の強化などのメリットがもたらされることから、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

地域バランスのとれた情報発信を行えるよう、県域免許制度の柔軟な運用を行う こと。

日本の成長を支える国際政策の取組について

<提案·要望先> 総務省,外務省,農林水産省,経済産業省,法務省, 厚生労働省,文部科学省,国土交通省,観光庁,防衛省

<提案・要望内容>

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、 今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題であります。

そのためには、地域が世界の成長や活力を取り込むことにより発展し、我が国の成 長の牽引役となっていくことが求められています。

また, 訪日外国人が近年増加の一途をたどっている状況に鑑み, 本県としましても 国策に準じて訪日外国人の受入環境の整備を図ることが必要であります。

つきましては, 下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企業等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動や輸出環境の整備等に国をあげて取り組むとともに、県内への海外バイヤー招へい等、国内で実施する輸出促進に 係る取組についても国の財政支援の対象とすること。
- 3 農林水産物等の輸出にあたって、中国、韓国、台湾等アジアを中心とする国・ 地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きか けるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信 頼の回復を図ること。

また、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、相手国への輸出解禁や輸出条件緩和を実現するため、ベトナムをはじめとするアジア諸国や米国等と積極的に2国間協議を行うこと。

なお、輸出解禁に伴い生ずる栽培地検査事務については、国が当該業務量相応

- の植物防疫官の人数を配置するとともに、必要な検査補助員を確保すること。 さらに、検査補助員を委嘱する際には、最低賃金法に定める金額以上の手当を 支給できるよう、予算措置を講ずること。
- 4 外国人観光客の訪日を促進するため、フィリピン、ベトナムからの旅行者に対して、査証取得を免除するとともに、中国人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。
- 5 労働力の減少が続く中、外国から優秀な人材を地域に呼び込み定着させるため、 留学生の受け入れ拡大や就業支援制度の充実を図ること。

また,介護分野などへの外国人材の活用を進めるため,業務特性やその質の確保,処遇・業務環境等の課題を踏まえ、受け入れから育成、継続的な就業まで一貫した支援制度を確立するとともに財政措置を講じること。

国際交渉について

<提案・要望先> 内閣府,農林水産省,経済産業省

く提案・要望内容>

現在、各国と様々な国際交渉が進められているところですが、協議内容等に対する情報開示や説明が不十分であり、国民や関係団体等が不安を払拭できない状況が続いています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

- 1 日米貿易協定をはじめとする、いかなる国際交渉においても、協議内容や経済活動及び国民生活に与える影響などについて、国民に徹底した情報開示と丁寧な説明を行うこと。
- 2 特に農林水産分野については、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保するとともに万全の対策を講じること。

知的対流拠点としての「世界のつくば」にふさわしい まちづくりについて

<提案·要望先> 内閣府,財務省,国土交通省,文部科学省,経済産業省, 厚生労働省,農林水産省,(独)都市再生機構

く提案・要望内容>

人口減少時代を迎えた我が国において、科学技術は持続的な成長を遂げるための 生命線と言われており、これからは、科学技術でイノベーションを起こすことが極 めて重要であります。

このような中、我が国を代表する高水準の研究・教育機能が集積する筑波研究学園都市について、その機能を更に充実させ、中部や関西との広域的で新たな知識活動の連携を深め、ナレッジ・リンク(知の集積)の具体化につながるスーパー・メガリージョンを牽引するイノベーション拠点として形成することが重要です。

また,つくばのポテンシャルや知財を最大限に活かした外国企業の研究開発拠点の設立,海外からの投資及びベンチャー企業によるイノベーション創造型の対日直接投資を拡大し,つくばの国際競争力の向上を図ることも重要であります。

つきましては、筑波研究学園都市が、多彩で多様な知識が融合し、創造性が発揮できるよう、研究機能の向上をはじめ、TX沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できる魅力的なまちづくりを進め、日本の発展に寄与する知的対流拠点として形成が図られるよう、下記事項について特段の御配慮を願います。

- 1 筑波研究学園都市が国際研究開発拠点としての機能を発揮できるよう、研究環境及び都市環境の整備を推進すること。特に、次の取組を推進すること。
- (1) つくばの科学技術の集積を活用し、ロボットの実用化や次世代がん治療BN CTの開発実用化、藻類バイオマスエネルギーの実用化に取り組み、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、我が国の成長・発展に貢献する「つくば国際戦略総合特区」の取組や、医療・先進技術シーズを用いてつくばから絶え間なくイノベーションを創出する「つくばイノベーション・エコシステム」構築の取組について積極的に支援すること。加えて、大学や研究機関が行う共同研究への支援、先端的な技術シーズの発掘・事業化、金融機関などとのマッチングや海外展開への支援等、つくばからベンチャー企業が次々と生まれ成長する「スタートアップ・エコシステム」拠点構築のための取組についても積極的に支援すること。

- (2)世界最先端の科学技術が集積する「つくば」を世界に発信し、国際研究開発拠点としての機能強化及び国際競争力の向上を図るため、国際会議をはじめとするMICEのつくば市への誘致・開催を支援するとともに、海外からの企業の地域統括拠点や研究開発型企業等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充すること。
- 2 東京の一極集中の是正などを目的とした「地方創生」に大きな効果が期待できる、つくばエクスプレス沿線地域において推進している宅鉄法(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法)に基づく土地区画整理事業及び関連する道路・下水道などの公共施設整備に関し、つくばエクスプレス沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できるまちづくりや、住民が安心・快適に暮らせる生活環境の整備推進による都市機能の強化を図るとともに、事業計画期間内に確実に事業が完了するよう、必要な予算を確保すること。
- (1) 社会資本整備総合交付金の確保
- (2) 防災安全交付金の確保

DMO構築による観光地域づくり推進体制の 強化に向けた支援の充実について

く提案・要望先> 国土交通省, 観光庁

<提案・要望の内容>

継続的な訪日旅行プロモーションの実施, ビザの緩和, 消費税免税制度の拡充などにより, 近年, 訪日外国人旅行者数は大幅に増加しております。

このような中、観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた日本版DMOの形成が不可欠であります。

日本版DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、日本版DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要であります。

日本版DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

- 1 日本版 D M O としての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及 びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十 分な支援を行うこと。
- 2 日本版 D M O が策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の 受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとす る十分な支援を行うこと。

広域道路ネットワークの強化・充実等について

<提案・要望先> 国土交通省,東日本高速道路(株),財務省

く提案・要望内容>

本県においては、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年度東日本台風及び房総半島台風により甚大な被害を受けた経験から、災害に強い県土づくりに取り組んでおり、今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模災害に備えるためにも、災害に強い道路ネットワークの構築が急務であります。

また、本県の高規格幹線道路は、茨城空港や茨城港、鹿島港といった国際拠点間の連結による広域的な連携の強化、沿線への企業立地が進展することにより産業の振興を図る極めて重要な基盤施設であり、併せて観光客誘致に向けた観光ルートの構築や混雑解消、広域道路ネットワーク全体の強化・充実が強く望まれているところです。このようなことから、下記事項を実施するよう要望いたします。

- 1 高規格幹線道路ネットワーク全体の一日も早い完成に向け整備を推進すること。
- (1) 首都圏中央連絡自動車道の整備を推進すること。
 - ア 県内区間を含む東北道から東関道までの4車線化について、2022年度から順次供用し、2024年度に全線供用するとの見込みに従い、早期に整備を 進めること。
 - イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する(仮称)坂東PAの整備を 推進すること。
 - ウ 県で進めている I C アクセス道路について、圏央道の 4 車線化に併せて事業 推進が図れるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 東関東自動車道水戸線について、一日も早い全線供用を図ること。
 - ア 未開通である潮来 IC~鉾田 IC 間について、有料道路事業をさらに導入し、 国と東日本高速道路(株)が強力に連携して整備を加速させるとともに、任意 交渉と併せ土地収用法の活用により未買収地を取得し、早期に供用時期を明示 すること。また、徹底的なコスト縮減などによる地方負担の軽減を図ること。
 - イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する休憩施設の設置を検討する こと。

- (3) 高速道路を補完する直轄国道などの整備を推進すること。
 - ア 常磐自動車道、北関東自動車道を補完する国道 6号、50号については、重要物流道路に指定されるとともに、災害時に緊急輸送路として県土の防災・減災に資する大変重要な道路であることから、その4車線化に向け、事業中箇所の整備推進及び国道 6号酒門町交差点立体化、茨城町バイパス(4車線化)などの早期事業化を図ること。
 - イ 首都圏中央連絡自動車道のアクセス道路となる新4号国道については、企業 立地による地域産業の活性化や大規模災害時における重要な路線であること から、主要交差点の立体化、全線6車線化に向け、整備を推進すること。
 - ウ 事業中であるスマート IC ((仮称) つくばスマート IC, (仮称) つくばみらいスマート IC) については、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化に資する重要な施設であることから、一日も早い完成に向けて、整備を推進すること。併せて、道の駅などの地域利便施設とも連携する笠間市や広域的な道路ネットワークの構築にも寄与する守谷市の新規スマート IC 等について、早期事業化を図ること。
- 2 これらの社会資本整備に必要な公共事業費予算を確保すること。
- (1) 公共事業費全体枠を増額すること。
- (2) 県北地域の振興に資する幹線道路などの交付金事業並びに個別補助事業等を 増額すること。

都市鉄道ネットワークの強化について

く提案・要望先> 国土交通省, 財務省

く提案・要望内容>

本格的な少子高齢社会、人口減少時代の到来を迎え、我が国の経済発展をリード してきた首都圏では、国際競争力強化に向けた空港アクセスの改善や訪日外国人へ の対応など、より質の高い都市鉄道ネットワークの構築が求められております。

このような中、平成28年4月に交通政策審議会から答申があり、令和12年頃を念頭に置いた都市鉄道のあり方が示され、つくばエクスプレスについては、東京までの延伸に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が明記されておりますほか、地元では、交通ネットワークの更なる充実や地域活性化につながる県内への延伸も期待されているところです。

本県を始め、地元では、つくばエクスプレスの東京延伸を早期に実現し、つくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏などを密接に結ぶことにより、広域的な交流を活発化させるともに、防災・減災と一体化した成長・発展戦略を推し進める観点から、東京都心と本県県西・南部地域等とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化することが強く期待されております。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 我が国のより一層の成長・発展の基盤を築く上で、つくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏等を密接に結ぶ都市鉄道ネットワークの構築が極めて重要であることから、交通政策審議会の答申を踏まえ、つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現に向けて、特段の支援を行うこと。

また、交通ネットワークの更なる充実の観点から、県内延伸の実現に向けても特段の支援を行うこと。

2 東京 8 号線(地下鉄 8 号線)について、東京の都市機能のバックアップ等の観点 から県及び地元市町とで、東京都心とのアクセス改善を検討しているところである が、その前提となる押上からの延伸の早期実現に特段の支援を行うこと。

「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、被災地 復興に向けた高速鉄道の整備について

<提案・要望先> 国土交通省

く提案・要望内容>

国が進める「地方創生回廊」構想は、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや高速道路網などの高速交通ネットワークを活用し、北から南まで地方と地方を結び、全国を一つの経済圏に統合することで、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する、地方創生の礎となるものです。

特に,地方創生回廊のハブとなる東京と,名古屋及び大阪の三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は,それぞれの地域の特色ある発展を支え,我が国全体に活力をもたらすことが期待されているところです。

そこで、東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、首都圏から太平洋沿岸地域を縦断する高速鉄道を整備することにより、リニア新幹線をはじめとする高速交通ネットワークがもたらす効果を、さらに広く行き渡らせ、首都圏と被災地、被災地と被災地とを結ぶ人の流れを拡大、創出することによって、被災地を復興し、地方創生につなげていくことが期待されるところです。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、地域を縦断する高速鉄道の整備を促進すること。

我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について

く提案・要望先> 国土交通省

く提案・要望内容>

港湾は、我が国の経済活動や国民生活を支え、国際競争力の強化や安全で豊かなく らしの実現に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本県港湾の整備は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの道路網整備に 伴い首都圏物流の合理的再編を促進し、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海 上交通の混雑の緩和や、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全 体の経済発展においても重要な役割を担っております。

つきましては、国際競争力の強化のため、本県の港湾整備について、下記の事項を 要望いたします。

記

1 茨城港常陸那珂港区等の整備を推進すること。

茨城港常陸那珂港区について、建設機械や完成自動車などの貨物需要増加に対応できるよう、中央ふ頭水深 12m 岸壁 (2 n - ス目) の一日も早い完成を図ること。また、港内静穏度の向上により、荷役の効率化と船舶の安全な航行を図るため、防波堤の整備推進を図ること。

2 これらを含む本県の港湾整備に必要な港湾関連予算を確保すること。

茨城空港について

<提案·要望先> 国土交通省, 財務省

<提案・要望の内容>

増大する航空需要に対応するとともに、陸・海・空の交通ネットワークを形成する ため、茨城空港の活用促進及び関連公共事業の整備推進に向けて、下記事項について 要望いたします。

記

首都圏の航空需要の増大及びその多様化に対応するためには、東京国際空港、成田国際空港だけでなく、東京に近く低コストで発着可能な茨城空港を活用することが極めて有効である。また、訪日外国人旅行者数の政府目標が、2020年は4,000万人、2030年は6,000万人であることを踏まえ、茨城空港におけるゲートウェイ機能を強化し、首都圏空港として積極的な活用を図ること。

- 1 新規就航や増便に対する着陸料等を軽減する措置の2021年度以降の継続及び空港ごとの上限額の撤廃
- 2 国際線の増便等による外国人旅行者の増加に対応した検査の強化と円滑な検査 の両立を図るためのCIQ体制の充実
- 3 空港運用時間の変更手続の簡素化
- 4 給油体制の確保のための施設・設備・人材育成に対する支援措置の整備

鹿島臨海工業地帯の強靱化及び競争力強化について

く提案・要望先> 経済産業省

<提案・要望の内容>

鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの基礎素材産業が集積し、本県の製造品 出荷額等の約2割を占めるなど重要な産業拠点であるとともに、地域の雇用の場とし ても重要な役割を果たしております。また、首都直下型地震の際にエネルギー・食糧・ 基礎素材供給のバックアップ拠点となり得るなど、わが国の産業基盤・ライフライン 強靱化に資する機能を備えています。

しかしながら、操業開始から 50 年以上が経過し、生産設備等の老朽化対策が喫緊の課題となっているほか、東日本大震災の際に長期の操業停止を強いられたことを踏まえ、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策等にも重点的に取り組む必要があります。

また,国内需要の低迷や国際競争の激化,米中貿易摩擦や新型コロナウイルス等の不況要因を背景に,コンビナートの事業環境はかつてない厳しさに直面しており,今後,事業拠点の再編・集約化が進み,生産過程を結合させたコンビナートの機能が失われるおそれもあります。

このような中、本県は、鹿島臨海工業地帯が先進的かつ魅力あるコンビナートであり続けるため施策の再構築に取り組んでおりますが、国においても、産業基盤の強靱化と一層の競争力強化を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 コンビナート強靱化に向けた取組

- 〇 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」について、石油精製業者のみならず、石油化学や鉄鋼などコンビナートを構成する各分野の事業者にも 支援対象を拡大すること。
- 〇 その他, 生産設備の更新やパイプラインの耐震化, 津波・液状化対策など, 企業が行う強靱化対策への支援を図ること。

2 コンビナート国際競争力強化に向けた取組

- 〇 コンビナートのスマート化や水素等副生成物の利活用など、企業が行う国際競争力強化に向けた取組への支援を図ること。
- 〇 電気料金のさらなる低廉化に向けた取組を進めること。

ダム事業の推進について

<提案·要望先> 国土交通省, 財務省

<提案・要望の内容>

水害に強い安全・安心なまちづくり及び水資源の確保による快適で質の高い生活環境づくりを推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦・桜川(千波湖)の水質浄化、新規都市用水 の確保、渇水対策の観点において必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図 るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。

なお、霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、利根導水路を積極的に運用すること。

2 思川開発事業については、治水・利水の両面から必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。